

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付要綱

平成27年10月 8日 局長決定

平成29年 4月14日 局長改正

(目的)

第1条 この要綱は、新長田駅南部地域の経済の振興を図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）に基づいて神戸市が施行する新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業の特定建築者及び特定建築者となる予定の者（以下単に「特定建築者」という。）による業務施設の開設を奨励することを目的とし、これに関する奨励金の交付等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義及び建築物の面積等の算定方法)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 業務 別紙1に掲げる事業を除く物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいう。
- (2) 業務施設 特定建築者等が、自ら継続して業務等の用に供する空間をいう。
- (3) 奨励対象特定施設建築物 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業の特定施設建築物のうち、業務施設を開設するものをいう。
- (4) 特定建築者等 奨励対象特定施設建築物を建築する特定建築者、その買受人、その他市長等が認める者をいう。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の34第1項に規定する事業所税を課することができない者を除く。
- (5) 雇用者 奨励対象特定施設建築物内の業務施設に勤務する正規雇用者及びパート、アルバイト等のうち、特定建築者等の名義の雇用保険の被保険者資格を有する者をいう。

2 この要綱における建築物の面積等の算定方法は、法及び補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 延べ面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号による。
- (2) 容積率 建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条による。

(交付の対象及び額等)

第3条 市長等は、予算の範囲内において、奨励対象特定施設建築物を建築する特定建

築者に対し、別紙2の交付限度額を限度として奨励金を交付することができる。

(奨励金交付対象協議)

第4条 特定建築者は、前条の規定による奨励金の交付を受けようとするときは、奨励対象特定施設建築物の建設工事の着手の日までに、奨励金交付対象協議書(様式1)を市長等に提出しなければならない。

2 特定建築者は、第1項の規定による奨励金交付対象協議書の提出後、その内容に変更が生じたときは、速やかに奨励金交付対象変更協議書(様式2)を市長等に提出しなければならない。

(交付の申請)

第5条 特定建築者は、第3条の規定による高度利用又は省エネ性能に対する奨励金の交付を受けようとするときは、奨励対象特定施設建築物が操業開始した日が属する年度の末日までに、奨励金交付申請書(様式3)を市長等に提出しなければならない。

2 特定建築者は、雇用に対する奨励金の交付を受けようとするときは、奨励対象特定施設建築物が操業開始した日より1年を経過する日から、その日が属する年度の末日までに、奨励金交付申請書(様式3)を市長等に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長等は、前条の規定による奨励金の交付の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたときは、奨励金の交付の決定を行い、奨励金交付決定通知書(様式4)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長等は、前項の奨励金の交付の決定に当たり、必要な限度において条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者及び第6条第1項の通知を受けた者(以下「奨励金決定事業者」という。)は、第5条に規定する交付の申請を取下げるときは、奨励金交付申請取下げ書(様式5)を速やかに市長等に提出しなければならない。

(現地調査等)

第8条 市長等は、必要があると認めるときは、奨励金決定事業者に対して必要な指示を行い、報告又は当該奨励対象特定施設建築物の設計図等の提出を求め、又は職員をして当該奨励対象特定施設建築物その他の物件を現地調査させ、必要な指示をすることができる。

(奨励金の支払い)

第9条 奨励金決定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金請求書(様式6)を市長等の定める期日までに市長等に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長等は速やかに奨励金を奨励金決定事業者に支払うものとする。

(事業の継続報告)

第 10 条 奨励金決定事業者は、前条に規定された奨励金請求書の提出が終了した日の属する年度の翌年度および翌々年度において、当該奨励金交付事業等の状況等について、各年度末日までに業務施設継続報告書（様式 7）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 11 条 市長等は、奨励金決定事業者が補助金規則第 19 条第 1 項に該当する場合若しくは神戸市の市税に滞納又は未申告があるときは、第 6 条に規定する交付の決定を取り消すことができる。その場合、当該奨励金決定事業者に対して奨励金交付決定取消通知書（様式 8）により、その旨を通知するものとする。

（奨励金の返還）

第 12 条 市長等は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第 13 条 奨励金決定事業者は、当該奨励金交付事業等に係る帳簿及び書類を、最後に奨励金の交付を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保存しなければならない。

（書類の様式）

第 14 条 次の表の書類の項に掲げる書類の様式は、前各条の様式番号に対応するものとする。

書 類	様 式	書 類	様 式
奨励金交付対象協議書	様式 1	奨励金交付申請取下げ書	様式 5
奨励金交付対象変更協議書	様式 2	奨励金請求書	様式 6
奨励金交付申請書	様式 3	業務施設継続報告書	様式 7
奨励金交付決定通知書	様式 4	奨励金交付決定取消通知書	様式 8

（施行の細目）

第 15 条 標準処理期間等、この要綱の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 8 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 14 日改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

別紙 1

(業務から除く事業)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する事業
- 地方税法第 701 条の 34 第 2 項に規定する事業所税を課することのできない事業
- 地方税法第 701 条の 34 第 3 項に規定する事業所税を課することのできない事業
- 地方税法第 701 条の 41 第 1 項, 第 2 項に規定する事業所税の課税標準の特例の対象となる事業
- 神戸市市税条例施行規則（昭和 30 年規則第 82 号）第 29 条第 1 項に規定する事業所税の減免の対象となる事業

別紙 2

(奨励金の交付限度額)

奨励金の交付限度額については、下表 1 から 3 のとおり条件に応じて算定する。

ただし、当該特定建築者の公募に際して市長が作成する特定建築者募集要領において、奨励金交付額等の制限がある場合には、その制限の範囲を限度とする。

なお、下表における用語の意義は、法、補助金規則及び第 2 条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 業務施設延べ面積 本要綱第 4 条に規定する奨励金交付対象協議により決定する奨励対象特定施設建築物内の業務施設の延べ面積をいう。ただし、別紙 3 に掲げる施設又は設備の面積は除く。
- (2) 高度利用地区 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 18 項による。
- (3) BEI 値 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値をいう。

表 1 雇用に対する奨励金

条件	奨励金の額
雇用者が 50 人以上の場合	業務施設延べ面積に 1 m ² あたり 5,000 円を乗じた額
雇用者が 100 人以上の場合	業務施設延べ面積に 1 m ² あたり 8,000 円を乗じた額
雇用者が 150 人以上の場合	業務施設延べ面積に 1 m ² あたり 11,000 円を乗じた額
雇用者が 200 人以上の場合	業務施設延べ面積に 1 m ² あたり 14,000 円を乗じた額

表 2 高度利用に対する奨励金

条件	奨励金の額
高度利用地区に定める容積率の 最低限度+100%以上の容積率の 奨励対象特定施設建築物を建設する場合	業務施設延べ面積に 1 m ² あたり 5,000 円を乗じた額

表 3 省エネ性能に対する奨励金

条件	奨励金の額
非住宅部分の BEI 値が 0.8 以下の 奨励対象特定施設建築物を建設する場合	業務施設延べ面積に 1 m ² あたり 4,000 円を乗じた額

別紙 3

(業務施設延べ面積から除く施設又は設備)

- 地方税法第 701 条の 34 第 4 項に規定する事業所税の資産割を課することができない施設又は設備
- 地方税法第 701 条の 34 第 5 項に規定する事業所税の従業者割を課することができない施設

神戸市長 宛

申請者 所在地
名称
代表者名 印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付対象協議書

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱第4条に基づき、
関係書類を添えて下記のとおり奨励金交付対象協議書を提出します。

記

業務施設所在地（工区名）	
業務施設の具体的な用途	
業務施設所有予定者	
業務施設使用予定者	
業務施設の概ねの面積	約 _____ m ²
希望する奨励金の種別	

【関係書類】

- (1) 奨励対象特定施設建築物の平面図
- (2) 業務施設の配置およびその面積を明らかにする書類
- (3) 操業開始までのスケジュール

神戸市長 宛

申請者 所在地
名 称
代表者名 印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付対象変更協議書

平成 年 月 日付けで提出した奨励金交付対象協議内容に変更が生じたので、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱第4条第2項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり奨励金交付対象変更協議書を提出します。

記

業務施設所在地（工区名）	
業務施設の具体的な用途	
業務施設所有予定者	
業務施設使用予定者	
業務施設の概ねの面積	約 _____ m ²
希望する奨励金の種別	

※変更が生じた項目については、変更前を上段、変更後を下段に記載すること

【関係書類】

- (1) 奨励対象特定施設建築物の平面図
- (2) 業務施設の配置およびその概ねの面積を明らかにする書類
- (3) 操業開始までのスケジュール

神戸市長 宛

申請者 所在地
名称
代表者名 印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付申請書

奨励金交付対象となる事業が完了したので、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり奨励金の交付を申請いたします。

記

業務施設所在地（工区名）	
業務施設の具体的な用途	
奨励金交付対象協議書の提出日 （変更等により提出日が複数あるときは、最初と最後の年月日を記載する）	平成_____年_____月_____日
奨励対象特定施設建築物の 工事完了年月日	平成_____年_____月_____日
奨励対象特定施設建築物の 操業開始年月日	平成_____年_____月_____日
業務施設を所有する者	
業務施設を使用する者	
交付を申請する奨励金の額	金_____円

【交付を申請する奨励金の額の算定について】

雇用者数 _____ 人

工事請負金額 _____ 円

容積率 _____ %

BEI値 _____

	業務施設の面積 (A)	業務施設 1 m ² あたりの奨励金 の交付額 (B)	奨励金算定額 (A×B)
雇用に対する 奨励金	m ²	円/m ²	円
高度利用に対する 奨励金		円/m ²	円
省エネ性能に対する 奨励金		円/m ²	円
奨励金算定額計 (C)	/	/	円

特定建築者募集要領において定める奨励金交付額の上限額 (D) _____ 円

計算式：

交付を申請する奨励金の額は、奨励金算定額計 (C) と奨励金交付額に上限 (D) のいずれか小さい値であるため、金 _____ 円である。

【関係書類】

- (1) 奨励対象特定施設建築物の平面図
- (2) 業務施設の配置およびその面積を明らかにする書類
- (3) 奨励金交付額の上限額 (D) の算定根拠書類
- (4) 工事請負契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 完成写真
- (6) 建築基準法第7条における完了検査の検査済証の写し
- (7) 雇用に対する奨励金の交付を受けようとするときは、雇用者数を示す書類及び、雇用者が特定建築者等の名義の雇用保険の被保険者資格を有することを証明する書類
- (8) 省エネ性能に対する奨励金の交付を受けようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写し
- (9) その他必要とする書類

※ 収集した氏名、住所等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び神戸市個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報が漏洩したり滅失したりすることのないよう適切に扱います。また収集した情報は、当該奨励金事業を適切かつ円滑に執行するために利用し、それ以外の目的では、一切利用いたしません。

所在地
名称
代表者名

様

神戸市長 印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付決定通知書

業務施設立地奨励金について、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 この奨励金の交付対象となる事業及びその内容は、平成__年__月__日付け第__号奨励金交付申請書のとおりです。
- 2 この事業の奨励対象特定施設建築物の奨励金の額は、次のとおりです。
奨励金の額 金 _____円
- 3 交付の条件は次の各号のとおりです。
 - (1) 交付申請書の内容を変更するときは、あらかじめ市長等に報告してその指示に従うこと。
 - (2) この事業の執行に当たっては新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱及びその他法令に基づき適正に執行すること。
 - (3) 奨励対象特定施設建築物等及びその敷地は、当該奨励金の交付の目的が達せられるよう良好な維持管理に努めること。
 - (4) この事業の執行に係る帳簿、図書等は、最後に奨励金の交付を受けた日の属する年度の末日から5年間保存すること。

神戸市長 宛

所在地
名称
代表者名 印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付申請取下げ書

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱第7条に基づき、
下記のとおり奨励金の交付の申請を取下げます。

記

交付申請	平成 年 月 日付 第 号
交付決定通知	平成 年 月 日付 第 号
取り下げの理由	

(注1) 奨励金決定事業者は全て記入してください。

(注2) 交付の決定の通知を受けていない申請者は、交付決定通知の欄を除いて記入してください。

神戸市長 宛

所在地
 名称
 代表者名 印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
 業務施設立地奨励金請求書

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱第9条に基づき、
 下記のとおり奨励金を請求します。

記

- 1 請求額 金 _____ 円
- 2 交付決定通知 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け _____ 第 _____ 号
- 3 振込先

債権者登録番号											
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1) 債権者登録をさせていただいている場合、下欄の記入は不要です。
 (注2) 債権者登録をされていない方は、下欄を正確にご記入ください。

金融機関名		支店名		預金種目	
口座番号					
口座名義 (カナ)					
*30字を 越える場 合、31字 以下は省 略					

(注3) 口座名義は、請求者と同一の名義であること。他人(親族も含まれます。)の口座に振込む場
 合別途、委任状(受領委任)が必要です。
 (注4) 金融機関名・支店名は、フルネームで入力してください 例「〇〇銀行」「〇〇支店」
 (注5) ゆうちょ銀行の場合は、新たに設定された振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)を
 入力してください
 (注6) 印には代表者印を使用してください。

神戸市長 宛

所在地
名称
代表者名

印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設継続報告書

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱第10条に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により奨励金の交付決定の通知を受けました事業の実施について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

報告の年度に業務施設を所有する者	
報告の年度に業務施設を使用する者	
報告の年度の雇用者数 ※雇用に対する奨励金を 受けようとするときにのみ記入	人(平成 年 月 日現在)

【関係書類】

- (1) 報告の年度の雇用者の配置を示す書類
- (2) 報告の年度の業務施設の写真
- (3) 地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書

様式8 (第11条関係)

第 号
平成 年 月 日

所在地
名称
代表者名
様

神戸市長 印

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付を決定した事業については、下記の理由で交付の決定を取り消したので通知します。

記

取消の理由	
-------	--